

(第二部)

第六回 参議院地方行政委員会會議録第十号

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)
午後二時二分開会

本日の會議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○地方行政調査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員(岡本義雄君) それではこれより委員会を開会いたします。初めに地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。速記を始めて下さい。

午後二時三分速記中止

午後二時五十七分速記開始

○委員(岡本義雄君) 速記を始めます。下は、それではこれより地方行政調査委員会設置法案の本審査を行います。御質疑のある方は御質疑をお願いいたします。

○西郷吉之助君 第十一条に、関係行政機関又は地方公共団体と連絡する連絡員を指名する点がありますが、その中に、関係行政機関又は地方公共団体と限つたわけですね、その他の例えは第五案に挙げられておる全国の都道府県知事連合組織とか、市長の連合組織、町村長の連合組織等からは連絡員が出せないようになっておるんですが、第八案を見ますと、参考人の出頭のとこには、関係行政機関若しくは地方公共

団体等に対し記録の提出を求めることになっておる。これはそういうものを含んで、「等」があるからいいのです。が、こつちの連絡員の場合には「等」がないために、折角そこに五人の委員のおるのに、それから連絡員が出せない。従つてそういうふうな場合には、非常にそこを連絡員が出ていないために不便を来たして、又そういうものから連絡員を出した方がよりよいものができ上るのですが、そのところを、こつちの第十一條の場合には「等」を省いたために、そういうものが連絡員になれないというふうな、非常に支障を来すと思うのですが、その点、ここに「等」を入れれば八条とも体裁も整うのみならず、連絡員を出せることになるのです。現在の第十一條のままでは、各省と都道府県、市町村だけなんです。そういう連合組織体から出せないということになつて落ちますかと思ひますが、その点を「等」を入れればそういうことになるのですが、「等」を入れない現在のところから出し得ますか。この点をちとつと伺いたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 御尤もなお尋ねてございしますが、十一條は八条と違ひまして、これは行政事務を實際に処理いたしております各省、各庁或いは地方公共団体というものと連絡に關する規定でございまして、従つて現実に行政事務の処理をいたしております各省、各庁或いは地方公共団体の職員の中から連絡員の指名を求めて、

その団体或いは各省、各庁との連絡に當らせるといふのが十一條の趣旨でございまして、ところが八条の方はそういう限定はありませんで、広く公衆の審議上必要のある場合には参考人の出頭を求めるというのが本来の趣旨でありまして、併しそれは申しまして、一審関係の多いのは、各省、各庁の關係の行政機関或いは地方公共団体であると思はれますので、特にそれは窮乏いたしておりますが、その他今お話がございましたような地方団体の連合会でありますとか、或いは各省、各庁の外部的な団体でありますとかいうようなものに対しまして、記録の提出を求めることができるというようにいたしておるわけでございまして、おのずから八条と十一條は、規定の目的対象が違ひますので、十一條の方には「等」という言葉は入れていたかつたわけではございません。實際問題といたしましては、知事の連合会或いは市町村の連合会からは、それが必要がございするならば参考人として出頭は勿論これを求めることができ得るわけであります。記録の提出も要求できるわけでございまして、又事務局局長等につきましても、専門調査員が任命せられるというようにことも考えられるわけであります。これらの団体との連絡は、この政府案におきましても十分に考慮いたしてある次第でございします。

○西郷吉之助君 今政府委員の御説明で、第八條と第十一條ですね、私が何かとり違へて言つておるやうに思つていらしいが、そうではなくて、目的が違つておるとは分つておるが、こつちの方は「等」が入つており一般的に広くとれる。十一條の方も「等」があれば、こつちも同様に、勿論趣旨は違ひます。両方をこちやにしたりのじやない。八条の方は「等」があるから、御説明のやうに一般からとれる。十一條の方は「等」がないから限定される。その点は目的が違つておるから「等」があつた方がよくからとれるからそれを言つておるのだ、それをこつちやにしたりのじやない。八条と十一條の目的の違つたところは説けば分ります。ただ八条の方は「等」があるから、こつちの方は一般的に広くとれる。それと同様にこつちの「等」のことを言つておるんですよ、十一條の方も「等」があれば一般的に広くとれるのじやないか。これは「等」がないから二つに限定される、厳密に読めば、ただその「等」を入れればこつちも同様に広くとれるのじやないかということをお言つておるのだ、趣旨を顛倒してこつちやにしたりのじやない。「等」があれば、明らかに法文に「等」があるからどこからでもとれるということになるでしょう。八条の方には「等」が入つておつて、十一條の方にはないから、關係行政機関又は地方公共団体に対し「とちやんと限つてある。それは限らん方がよいんではないか。「等」があれば必要なら八条と同じに一般から広くとれるのじやありませんか。ですからこ

こに厳密には「等」を入れて修正をすればいいのですけれども、「等」の問題ですから修正せんでも、一般的に広くとれるやうになつておるかどうかというのを伺つたのです。この八条と十一條の条文の目的の違つてくらのことは分つておる。「等」を入れたとしても一般的にとれるかどうかというその点を伺つたのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 今お答え申し上げました点が、聊か御質問の趣旨に副わなかつた点があるかもしれませんが、十一條の方は、現実に行政事務を處理いたしております各省、各庁なり或いは地方公共団体との連絡でございまして、今の知事會議等におきましては、行政事務自体を處理いたしておるわけではございませんから、そこで十一條におきましては、特に「等」というのは入れていたかつたわけでありまして、併し、勿論そういう全国的な連合組織との連絡ということも考えなければならぬわけでございまして、その点は八条なり九条なりを活用いたしまして、その連絡に事欠かないやうにいたしたいとこう考へておる次第でございします。

○西郷吉之助君 重ねてしつこいようですが、何いいますか、あなたの方の御説明は分らんです。ただ率直に、あなたの方でそれを守らうとしないで、私も何もつまらん点を猛烈に追及するわけじやありませんが、この「等」があれば、あなたの方の言われるこゝに連絡

に當る者の指名を求むることができ、連絡員を出さんで済むから、「等」があれば連絡員は出せるんです。ないがために出せたい。あなたの御説明の、記録の提出を求めたり、出頭を求めたりすることはできません。これは御説明を必要としなくては……「等」がなくて連絡員を出せませんかということなので、今の連合会から出した方が一般的になるんです。範圍が広いんです。その方がベターじゃないですか。これはベターであることは分り切つておると思うんです。そこから連絡員を出した方が全般的に広くなるんです。その方がベターじゃないですか。連絡員がとれるようにした方がいいと思うが、「等」がなくても出せますかということなんです。記録の提出とか参考人の出頭はそれはできますよ。それを言つては、それはいい。十一條の方に「等」がなくても、この限られた字句からも連絡員が出せませんかということは何つていいんです。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は、この政府原案におきましては関係行政機関及び地方公共団体だけを對象にいたしておりますから、今の事實的な知事會議というよりなものの組織、そこから連絡員を指名するということは、この案ではできないわけでありません。

○西郷吉之助君 だからこれじゃできないんです。だからできるよになるには本當は「等」があつた方がいいんじゃないかと思う。政府の考へ方が、これは出す必要がないという考へ方な別問題で、「等」を入れるか入れないかという問題で、範圍が狭いか広いかわつた問題ですからそれ以上言わんで

もいいと思ひますけれども、何となく違ふからとつて言ふんじやない。八條は広くとれるよになつていて、連絡員の場合には「等」を入れるに限りなればならぬというその必要はないのであつて、「等」を入れた方が……又そういう希望もあるわけなんです。が「等」があつた方が連絡員が正堂々と法文にあるから出せる。勿論連合会から……という希望があるんです。ですからそういうふうになつた方がよかつたんじゃないかと思うんです。何も特別に八條においては広く求められて十一條の方にはここに二つに限られておる。「等」を入れて置けばそういう連合組織体からも入れる。五名の中三名用いてゐるんです。連合組織体からも連絡員が出て、會議の場合その方が便利じゃないかと思う。五人の中三人出ないために、どういふうな連絡會議があつたか實際に分らない。そういうふうな實際上の便があるから私は言ひます。何も政府はそれにこだわつて何となくかかと答弁せんでも、入れた方が便利になることは分り切つてゐる。ここに實際に手足になる連絡員が會議にそこから出ていれば實際に便利じゃないですか。又そういう要望があるから言ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) そういう要望もございまして、私も承知いたしております。この点に關しましては、ついでに前の地方自治委員会におきましても、そういうふうな要望があるしどうするかというふうなことは、當時衆議院の中島委員長あたりからも意見がございまして、それは今の専門調査員とかいうふうなことで事務局長がなければ十分連絡ができるんじゃないか。それでいいのぢやないかというふうな話で、地方自治委員会におきましては了承がございまして、今次第でございまして、政府といたしましては、そういうふうな方法によりまして今の団体との連絡は十分にできるというふうにも考へてゐる次第でございまして。

○鈴木直人君 只今のに關連して、私は西郷委員の考へ方がより當議的であつて能率的であるとも考へておるわけなんです。従つてこの法案の十一條に「等」ということが掲げられればよりよかつたというふうな思つておるわけでありまして、只今政府の答弁によりまして、第九條の専門調査員というものが、非常動になつておる。勿論非常動とすることができるといふので、常動の人も相當あり得るだらうと思うけれども、今のようない知事連合會の例えは事務局長というふうなものには、委員か或いは専門調査員というふうなものに考へて、そうしてその補佐役として、勿論十一條によつてはそれ以下のものに連絡員とはなり得ないと思つたわけでありまして、事ここに至つた段階においては、先程の西郷委員の考へ方というものを十分尊重されて、そうしてこの會議を運轉して行く上において、十分實質的にはそのように取運ばせるような適當の仕方をされること、が好ましいのではないかと、この考へておられますので、私の意見を一併申上げて置きたいと思ひます。

○島村軍次君 本案に對しましては、先般來論議が尽されたのであります。が、どうもこの現在の組織の、この法律の範圍内におきましては非常に弱いものになるというふうな感じがしてならないのであります。従つてこの運用に對する強力な熱意というものが欲しいのであります。地方行政の立場から……そこでこれは希望であります。が、以下申上げることに對しての準備がどの程度に進行しておるか、勿論法律が施行されてから準備されるということであるかも知れませんが、十二月一日の施行の予定であつて、早急にこれを取上げて、シャウプの報告案に示されておる……、或る程度までこの會議を權威あらしめるには、早く進行する必要もあると思つてあります。が、すでに第五條による連合組織による推薦者の凡そ予定を立てておられますかどう。

それからも一つは、先般來伺ひましたところでは、他の予定の二人といふものをまだ考へていないといふこととあります。その後において政府の方ではどの程度に進行し、考へておられますか。そうしませんといふと、連合組織の推薦者もなかく手間取りを要することだとなれば、在再日を超過するといふことになる、折角の法律案が非常に弱くなるというふうな感じがいたすのであります。その点に對して政府の考へを伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(木村小左衛門君) 島村委員の御質疑に對しまして、御尤もであります。が、準備いたしておりました。今日閣僚當局に指示を仰ぐ手続をとらうと思つております。もとより全國都道府県知事の連合組織の代表者が推薦したる者、全國市長の連合組織の代表者が推薦したる者、尚全國の町村長の連合組織の代表者が推薦したる者の三名、及び内閣総理大臣が推薦する者二名の

この人選だけは、意見を持ちまして關係方面に交渉したしたいと考へております。

○委員(岡本愛祐君) ちよつと速記を止めて。

○委員(岡本愛祐君) 速記始めて。

外に御質疑ございせんか。別に御發言もございせんか。ようすから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、それ〴〵發言を明かにしてお述べを願ひます。

○西郷吉之助君 この地方行政調査委員會設置法案につきましては、本委員會におきまして各委員共に非常に慎重に審議をいたしまして、政府の御提案の趣旨も大体分つて参りましたが、御承知の通りこの法案につきましては、地方財政に關しまして極めて重要な仕事をやつて行く會議でありますから、この運轉につきましては、政府におきましては十分慎重にされんことを希望するのであります。が、中でも、この審議の間に、折角シャウプ使節團の勧告に基きましてこれを設置されるのであります。が、この事務局の人員とか或いはそれに伴うところの予算等が同家財政との配合の結果、二十四年度更に二十五年度におきましても、この運用に十分なる経費が伴つておりませんので、その点は非常に遺憾であります。が、今後共そういう点を政府側におきまして、來年度予算等におきましてでもできるだけこれを補正されまし

て、十分この會議が重要な計画立案府が注意をいたして行ふならば、よつた感じが深いのであります。思い切つ行政に關して再び何だかんだと言われ

については、委員長から予め結果を報

という問題で、今後は御尽力をお願いしたいと思います。我々ももう少し予算等についても何とかしたいという考えがありますけれども、こう差し迫りましてはどうかともありませんので、その点もどうもこの運用につきましても十分なる予算がないので、そういうふうな点が非常に遺憾であります。ただこの案が非常に差し迫っておりますので、一日も早くこの案が設置されまして、早くこの重要な計画立案がされることを希望いたします。私はそういうふうな点を政府に要望をいたしましたので、政府原案に賛成いたします。

府が注意をいたして行なうならば、よつてもつて足りるであろうというところにおいて、大体我々の意見が一致しておるのであります。而してその間に現れた意向、希望につきましても、是非政府が斟酌されんことを希望いたします。殊に又最後の財源、財政の問題等につきましても、頗る意に満たない点があります。これではよろしいという感も少し早過ぎると思つておるのであります。これは機会あることに更に政府が向工夫の余地があるものであります。次の機会において、次年度においては、少くもこれに対して現在のようないき方ではなく、もう一段発展的の用意を持つて臨むように、是非お願いいたしたいという希望を添えまして、ここにこの案を、是非一日も早く通過せしめたいということにおいて賛成であります。

○柏木庫治君 政府は、必ず速急のよろしきに努力するであらうということに信じて、原案に賛成いたします。

○三木治朗君 大体各党から私の言わんとするところをすでに言つておられます。私には、一つ今後の地方行政に關しまして希望を申し上げて置きたいのであります。日本の民主化は、地方行政の根本的な民主化に始まると言つてもよいのであります。この地方行政の民主化は、GHQの方の特に注目しておる点であらうと思つております。そのために、いろいろの委員会等も設置せられ、そして最後は、最後かどうか知りませんが、今日の調査委員会設置法案ができたわけでありまして、どうも政府のやることは、すべて後手々と廻つておるやうな感が深いのであります。思い切つてアメリカの方で驚く程の熱意を持つて地方行政の施策を行へば、これでもかゝるというふうに向うからいろいろの問題を提起して来ることもなく、向うで信頼してこちらの施策に任し得るということになるのではないかとと思つておる。いつても追ひ詰められ追ひ詰めて仕方がないに事業をやつておるといふ感が非常に深いのであります。むしろ政府としては、日本政府はこれ程に地方自治、いわゆる地方の自治を民主的にやつておるのだという態度を示すのではないと、この調査委員会設置の結果、まだこれくらいのことでは駄目なんだというので、又どんな問題を提起して来るか分らん。そのために非常に国費も多く費されることになりまし、而して又アメリカ側の満足も得られないやうなことになる。これは講和会議の問題にも響いて来る問題であります。日本が平和国家として再建するのにおいても、非常なる障礙になるのではないかと、これを考へられるのであります。これは担当の木村国務大臣だけの問題ではないかも知れませんが、政府としてそういうやうなお考えで今後進んで頂きたい、慢前からの話のありました上合、この法案の内容から見まして、予算の裏付けが十分でないし、いろいろの面から十分なる期待を持つてこの法案に賛成するということはできないのであります。併しながらシャワー勧告によつてこれをやらざるを得ないという場面に迫り込まれておるのでありますから、反対しても甲斐のないことであります。結果的には賛成いたしますが、どうか一つ積極的に将来の地方行政に關して再び何だかんだと言われないうちの施策をして頂きたいことを希望いたします。本案に賛成いたします。

○林屋龜次郎君 本法案に対しては賛成するものであります。希望をいたしましては先程財政的に西郷、岡田の両委員より懇々と申述べられましたので、重複に言いますので、簡単に申上げますが、私は明年度の予算において八百万円ぐらゐの予算で到底底意の妙をなさぬと思つておる。この点國務大臣におかれまして十分の予算をおとり下さらんことを特に希望を申述べた次第であります。

向この五人の委員であります。三名は如何にも民主的に選挙されるべきであらうが、後の二名に對しましては相當全國民はここに注目するだらうと思つておる。政府においては公平無私に一方に偏しない人選をされんことを希望する次第であります。

○委員長(岡本重晴君) 外に御発言はございませんか。外に御意見はないやうでございます。外に御意見はないやうでございます。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(岡本重晴君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。地方行政調査委員会設置法案について採決いたします。地方行政調査委員会設置法案を原案通り可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

(総員起立)

○委員長(岡本重晴君) 全会一致と認められます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

向本会議における委員長の口頭報告

○委員長(岡本重晴君) 外に……

○岡田喜久治君 法案につきまして、今西郷君からの話がありました通りであります。大体私も同感であります。結論として、これに賛成を表明するものであります。併せてこの審議のときに、すでに簡単な案であります。設置法案の構想につきましては、なか／＼問題となるべき点が少くないやうであります。多数の委員諸君の間からも随分有力な、最も注意すべきことの質問があつたのであります。併しながらこれらの多数の意見も、概するところ大体において意向の同じ点が少くなく、たと私は採決するのであります。結局今西郷氏の述べた通りであります。この委員会の重要性に鑑みて、どうかこれを速成あらしめたい。その使命を全うする一つの構想を以て臨みたい。それにはどうも政府原案に對して問題にすべき点が少くない。ないから現在の運用におきまして、実面上におきまして、この点について十分な政

府が注意をいたして行なうならば、よつてもつて足りるであろうというところにおいて、大体我々の意見が一致しておるのであります。而してその間に現れた意向、希望につきましても、是非政府が斟酌されんことを希望いたします。殊に又最後の財源、財政の問題等につきましても、頗る意に満たない点があります。これではよろしいという感も少し早過ぎると思つておるのであります。これは機会あることに更に政府が向工夫の余地があるものであります。次の機会においては、少くもこれに対して現在のようないき方ではなく、もう一段発展的の用意を持つて臨むように、是非お願いいたしたいという希望を添えまして、ここにこの案を、是非一日も早く通過せしめたいということにおいて賛成であります。

○委員長(岡本重晴君) 外に……

○岡田喜久治君 法案につきまして、今西郷君からの話がありました通りであります。大体私も同感であります。結論として、これに賛成を表明するものであります。併せてこの審議のときに、すでに簡単な案であります。設置法案の構想につきましては、なか／＼問題となるべき点が少くないやうであります。多数の委員諸君の間からも随分有力な、最も注意すべきことの質問があつたのであります。併しながらこれらの多数の意見も、概するところ大体において意向の同じ点が少くなく、たと私は採決するのであります。結局今西郷氏の述べた通りであります。この委員会の重要性に鑑みて、どうかこれを速成あらしめたい。その使命を全うする一つの構想を以て臨みたい。それにはどうも政府原案に對して問題にすべき点が少くない。ないから現在の運用におきまして、実面上におきまして、この点について十分な政

府が注意をいたして行なうならば、よつてもつて足りるであろうというところにおいて、大体我々の意見が一致しておるのであります。而してその間に現れた意向、希望につきましても、是非政府が斟酌されんことを希望いたします。殊に又最後の財源、財政の問題等につきましても、頗る意に満たない点があります。これではよろしいという感も少し早過ぎると思つておるのであります。これは機会あることに更に政府が向工夫の余地があるものであります。次の機会においては、少くもこれに対して現在のようないき方ではなく、もう一段発展的の用意を持つて臨むように、是非お願いいたしたいという希望を添えまして、ここにこの案を、是非一日も早く通過せしめたいということにおいて賛成であります。

○委員長(岡本重晴君) 外に……

○岡田喜久治君 法案につきまして、今西郷君からの話がありました通りであります。大体私も同感であります。結論として、これに賛成を表明するものであります。併せてこの審議のときに、すでに簡単な案であります。設置法案の構想につきましては、なか／＼問題となるべき点が少くないやうであります。多数の委員諸君の間からも随分有力な、最も注意すべきことの質問があつたのであります。併しながらこれらの多数の意見も、概するところ大体において意向の同じ点が少くなく、たと私は採決するのであります。結局今西郷氏の述べた通りであります。この委員会の重要性に鑑みて、どうかこれを速成あらしめたい。その使命を全うする一つの構想を以て臨みたい。それにはどうも政府原案に對して問題にすべき点が少くない。ないから現在の運用におきまして、実面上におきまして、この点について十分な政

府が注意をいたして行なうならば、よつてもつて足りるであろうというところにおいて、大体我々の意見が一致しておるのであります。而してその間に現れた意向、希望につきましても、是非政府が斟酌されんことを希望いたします。殊に又最後の財源、財政の問題等につきましても、頗る意に満たない点があります。これではよろしいという感も少し早過ぎると思つておるのであります。これは機会あることに更に政府が向工夫の余地があるものであります。次の機会においては、少くもこれに対して現在のようないき方ではなく、もう一段発展的の用意を持つて臨むように、是非お願いいたしたいという希望を添えまして、ここにこの案を、是非一日も早く通過せしめたいということにおいて賛成であります。

○委員長(岡本重晴君) 外に……

○岡田喜久治君 法案につきまして、今西郷君からの話がありました通りであります。大体私も同感であります。結論として、これに賛成を表明するものであります。併せてこの審議のときに、すでに簡単な案であります。設置法案の構想につきましては、なか／＼問題となるべき点が少くないやうであります。多数の委員諸君の間からも随分有力な、最も注意すべきことの質問があつたのであります。併しながらこれらの多数の意見も、概するところ大体において意向の同じ点が少くなく、たと私は採決するのであります。結局今西郷氏の述べた通りであります。この委員会の重要性に鑑みて、どうかこれを速成あらしめたい。その使命を全うする一つの構想を以て臨みたい。それにはどうも政府原案に對して問題にすべき点が少くない。ないから現在の運用におきまして、実面上におきまして、この点について十分な政

府が注意をいたして行なうならば、よつてもつて足りるであろうというところにおいて、大体我々の意見が一致しておるのであります。而してその間に現れた意向、希望につきましても、是非政府が斟酌されんことを希望いたします。殊に又最後の財源、財政の問題等につきましても、頗る意に満たない点があります。これではよろしいという感も少し早過ぎると思つておるのであります。これは機会あることに更に政府が向工夫の余地があるものであります。次の機会においては、少くもこれに対して現在のようないき方ではなく、もう一段発展的の用意を持つて臨むように、是非お願いいたしたいという希望を添えまして、ここにこの案を、是非一日も早く通過せしめたいということにおいて賛成であります。

○委員長(岡本重晴君) 外に……

○岡田喜久治君 法案につきまして、今西郷君からの話がありました通りであります。大体私も同感であります。結論として、これに賛成を表明するものであります。併せてこの審議のときに、すでに簡単な案であります。設置法案の構想につきましては、なか／＼問題となるべき点が少くないやうであります。多数の委員諸君の間からも随分有力な、最も注意すべきことの質問があつたのであります。併しながらこれらの多数の意見も、概するところ大体において意向の同じ点が少くなく、たと私は採決するのであります。結局今西郷氏の述べた通りであります。この委員会の重要性に鑑みて、どうかこれを速成あらしめたい。その使命を全うする一つの構想を以て臨みたい。それにはどうも政府原案に對して問題にすべき点が少くない。ないから現在の運用におきまして、実面上におきまして、この点について十分な政

府が注意をいたして行なうならば、よつてもつて足りるであろうというところにおいて、大体我々の意見が一致しておるのであります。而してその間に現れた意向、希望につきましても、是非政府が斟酌されんことを希望いたします。殊に又最後の財源、財政の問題等につきましても、頗る意に満たない点があります。これではよろしいという感も少し早過ぎると思つておるのであります。これは機会あることに更に政府が向工夫の余地があるものであります。次の機会においては、少くもこれに対して現在のようないき方ではなく、もう一段発展的の用意を持つて臨むように、是非お願いいたしたいという希望を添えまして、ここにこの案を、是非一日も早く通過せしめたいということにおいて賛成であります。

○委員長(岡本重晴君) 外に……

○岡田喜久治君 法案につきまして、今西郷君からの話がありました通りであります。大体私も同感であります。結論として、これに賛成を表明するものであります。併せてこの審議のときに、すでに簡単な案であります。設置法案の構想につきましては、なか／＼問題となるべき点が少くないやうであります。多数の委員諸君の間からも随分有力な、最も注意すべきことの質問があつたのであります。併しながらこれらの多数の意見も、概するところ大体において意向の同じ点が少くなく、たと私は採決するのであります。結局今西郷氏の述べた通りであります。この委員会の重要性に鑑みて、どうかこれを速成あらしめたい。その使命を全うする一つの構想を以て臨みたい。それにはどうも政府原案に對して問題にすべき点が少くない。ないから現在の運用におきまして、実面上におきまして、この点について十分な政

府が注意をいたして行なうならば、よつてもつて足りるであろうというところにおいて、大体我々の意見が一致しておるのであります。而してその間に現れた意向、希望につきましても、是非政府が斟酌されんことを希望いたします。殊に又最後の財源、財政の問題等につきましても、頗る意に満たない点があります。これではよろしいという感も少し早過ぎると思つておるのであります。これは機会あることに更に政府が向工夫の余地があるものであります。次の機会においては、少くもこれに対して現在のようないき方ではなく、もう一段発展的の用意を持つて臨むように、是非お願いいたしたいという希望を添えまして、ここにこの案を、是非一日も早く通過せしめたいということにおいて賛成であります。

○委員長(岡本重晴君) 外に……

額につきまして各種の事業についてそれ／＼申請があるのをご存じですが、その額は只今つきり存じませんが、大体八百億円以上となっております。そのうち差当り緊急施行、本年度中に要するものとしたしまして、国庫補助八十五億、それに伴います起債三十九億、合計百二十四億を先行いたしたいと思ひます。尚その外に国庫補助の対象にならない復興費がありますが、これについて若干起債によつて処理して行きたいと考えております。

○三木治朗君 萩三部長にお尋ねしますが、これは所管がちよつと違つておるかも知れませんが、この前の第五国会のときに、警察の……国家警察の方の退職者には退職手当が出て、自治警察の方の退職者には退職手当が出ないのの問題になつた。そのときにお尋ねしたら、一般交付金の中にその金は入つておる筈だというお答えを頂いた覚えがあるのですが、この問題は地方で非常に大きな問題になつておりまして、第五国会の本議場で吉田総理にも質問したところ、成るべく早い機会に……

……お尋ねしたいのです。○政府委員(萩田保君) 今御質問のありました点は、我々といひましては非常に遺憾に思つております。つまり自治体警察におきまして退職したしまた者に対しまして、退職給付金をどうして出すかという点が必ずしも明確でございせんので、こういう問題が残っております、すでに退職した者に

対しましては、非常に御迷惑だと思つております。それで差当り国庫の予算に計上してあります警察連帯支弁金、相当予算があるようにございまして、この金を廻しまして差当り出したいと目下研究中でございまして。

○鈴木直人君 この地方配付税の増額に、九十億ということになつておるわけですが、従つてこの九十億だけの財源は地方団体に付与されることになるという勘定になるわけですか。ところでこの資料、地方自治庁の財政部から頂いた資料によりますと、今度地方自治団体としては九十億の事業費が必要であるということになつておる。そこに九十億財源が付与されることになる。残り五億というものが不足になつて来るという計算になるように考へる。然らばいづゆる起債を必要とするものは、五億程度であるという計算になるのではないかと申すので、殊にここに大括弧の四にありますが、政府補正予算に伴う公共事業費地方負担増といふものが五十九億ございまして、この五十九億は主として公共事業として、この事業費でありますから、これを起債にしようということになります。すると、九十五億から五十九億を引いた三十六億といふものが地方負担になるのではないかと申す。そうすると三十六億が今後地方負担として必要なところに、九十億の地方配付税が行くことになりはしないか。そうしますと、この表によれば地方配付税が非常に実質上多く配付されたという表になるように思われる。従つて若しこの九十億を以て地方負担を今後やるとするならば、先程私が質問しました新制中学の建築費の十五億のときは、起

債を必要としないのではないかと。むしろ配付税で以て地方が賄ふことができはしないかというようにこの表から見ると考へられると思ふのであります。が、これについて一つ、表についても一度説明願ひたいと思ふのです。

○政府委員(萩田保君) この表を出しましたのは、九十億の内訳を示すという趣旨で出したのでなく、資料の御要求によりまして出したのであります。配付税につきましては、御承知の通り補助金と違ひまして、使途があらわれないで、その内訳というものが非常に御説明しにくいわけでありまして、でございまして、一応今度の補正予算関係で大体地方の財政がどうなつておるかということについて御説明した方が分り易いと思ひます。大体今度の補正予算関係で九十億配付税が増加になる。地方債で七十七億増加になるわけにございまして、その七十七億のうちから、今度の災害或いは六・三制或いは復興復興といふようなものに充てることになるわけでありまして、従ひまして臨時の経費は一部全部起債と向うから出ます。国庫支出金で済んでしまふわけでありまして、従ひまして配付税の九十億の増加は、起債補助金で処理していただくに充てることになりまして、御承知の通り本年度当初に配付税の繰入れ率が減減されて、相当地方は困つたのであります。この委員会におきましては相当御議論があつたのであります。従ひまして地方の財政が不足しておる、そういう意味におきましてこの九十億は増加によつておるものであります。特定の経費に充てるわけではないわけでありまして、併し一般的

に財源が足りないといひましたし、特に新規な経費を掲げて見たらどういふものがあるか、これは当初予算で、當時予想されておつて処置できていなかつたもの、その後につけたもの、そういう意味におきまして大体三十九億ぐらいの経費がそこに出て来るわけでありまして、従ひまして強いて申しますれば、九十億から三十九億を引きました五十一億と申しますか、この金が一般の経費の増加に当るといふことになるのでございまして、初めに申しました通り配付税には特定の使途があるわけにございせんので、必ずしもこれに充てるということは申せません。そういう点でなほ御説明しにくいわけにございまして。

○鈴木直人君 只今の説明であります。と非常に分り易いのです。ところがこの表があつたのですから、どうも表があるの誤解を生じ易い。只今の萩田君の説明のようであるならば、私は尤もだといふふうに考へるのであります。私はこの表は三十六億程度のものは地方配付税として要らないものを賣つたといふような感じが与えられるので一応申上げたのですが、只今の説明によつて了解いたしました。

○西郷吉之助君 政府委員に伺ひますが、この前の特例案によりまして配付税の法定率が非常に大削減を受けて、且つ今御補足の意味におきまして僅々であるが、九十億の増額をすることにいたしました。第一回の配付税の法定率の引上によつて非常に地方の財政は困難を來したと思ひます。更にその後災害等も起りました。……最初の大削減によつて、非常に地方の財政において入出した部分が沢山あると思ひ

ます。それに今度九十億増額するので、その差は大体地方の財政でどのくらいになるか、その要求額からはみ出た不足分はどのくらいですか、概要の数字でいいのですが。

○政府委員(萩田保君) これはシャウブ勧告も触れておりますが、大体配付税に引きまして二百二、三十億は足りないといふことが出ておりますが、たまたま我々も考へておりましたが、大体八百億ぐらいの数字であつたと思ひます。つまり所得税、法人税の当初の見積りに対して法定率を掛けまして八百億に削減されたのであります。それと同時に所得税、法人税につきまして、政府の考へておる以上に、増税といひますと實際には減税でないわけでありまして、實際的には減税でないわけでありまして、課率を軽減する、或いは基礎控除の額を引上げるとか、物価水準の上昇において、それに対する調整が行われなかつたのであります。この点は十分御承知だと思ひます。従ひましてこの価格に對しまして百分の三・一四といふものを掛けますと、千億といふことになりまして、これは國税に引上り、實際的に増税がある。従つてこの分には配付税として持つて来ることは少し行過ぎと申しますか、多過ぎるのぢやないか。従ひまして大体初めの八百億を基礎にしますと、二百二十億ぐらいの不足額で、それを大体今年分は、まあ年度も半分過ぎているのだから、半分ぐらい埋めたいのぢやないか。それが大体たまたま百億くらいという数字にたりまして、最後に予算をまとめますと、いろ／＼なこと

になつて、九十億という変な数字になつたのであります。……年度中におきましてすでに廃止にかるものを作りたいと思つております。……三木 治朗君

になつて、九十億という変な数字になつたのでありますが、そういう見当です。

○鈴木直人君　もう一つお伺いして置きたいのは、シャワブ勧告案に基いて政府が一応考えたということが新聞に出ておりますが、それによりますと、来年の一月一日から不動産取得税をとらないことにする。更に入場税を一〇%か一五%にするというような案が

ありまして、そうしてこの臨時国会にそれが提出されるというようなことが窺われておつたのですが、現在までそれが提出されておらないのです。従ひまして次の国会に提案されるということになりますれば、恐らくその考え方は、一月一日から実施するのでなくして、一般の地方税と同じように四月一日から実施されるようになるのではなからうかと思ひます。そうすると三ヶ月分金というものが、まあ一応地方財源として少くならないで済むようになることになるわけですが、その二つの税が四月一日に延ばされたために、全体としてどれくらい金の額が減らないで済むことになつておりますか、それをお聴きしたいと思ひます。

○政府委員(坂田保寿) 今お述べにな
りましたような状態になっておりまし
て、この委員会に一部改正案を提出し
まして、御審議を御願いしようと思ひ
ましたが、関係方面の了解が得られず
に、次の通常国会におきまして全般的
な改正と一緒になつたのであります。
若し仮に一月から執行いたしますと
ば、どれだけ地方の財源が減るかとい
う点でございますが、我々は只今不動
産取得税につきましては、大体減収は
ないといふことであります。つまり本

年度中におきましてすでに廃止になる
というので、不動産の取引というものが
非常に少なくなつたわけです。それか
ら又假に一月に廃止になりましたも、
それ以前におきまして納税義務の発生
しているもの、これが突発問題として
地方では相当溜つておりますから、こ
れを徹底して整理すれば、年度中にお
いては大体減収はないものと認めたの
であります。

入場税につきましては、或る程度の減収はある、大体一月からとるといたしまして、一、二と二ヶ月分でございますして、三月分は来年度の収入になります。従いまして二ヶ月分、大体百四十億くらい年額と見ておりまして、月十億円、その二ヶ月分の二十数億、その三分の一が減るといふくらい計算になると思います。ただ一部の入場税が安くなったので、自然増収があるといふので、半分程度は緩和できる、半分程度減収になる、これくらいの計算になっております。

○西郷吉之助君　來年度からは配付税の代りに平衡交付金制度を創設するわけですから、そうすると二十五年度の本予算には、地方平衡交付金の法案が地方税改正案と別個に出ていますね、その中には、その切換えの期間には、配付税というものは二十五年度には全然入らないわけですか。一部やはり並行して入っておりますか。

○政府委員(荻田保君) これはもう平年度以降は、全然配付税がなくなる予定になつております。

○鈴木重人君 平衡交付金はどうでございませうか。

○政府委員(荻田保君) 配付税法を廃止しまして、一般平衡交付金制度といふ

ものを作りたいと思っております。

○委員長(岡本要祐孝) 尙非常に重要なことですから、先程質疑応答しましたが、速記に残して置く上においてもう一度確認したいのですが、町村吏員の恩給の増額ですが、これは今度の九十億の配付額の増額によりまして、政府が増額のため負担すべきものが四億幾ら、それから都道府県が負担すべきものが二億幾ら、合わせて七億をこのカ

昭和二十三年度に官吏が恩給を増額して貰つたそのときから、政府の職員と同じ率において町村吏員の恩給も増額する処置を政府にするつもりである、こういう意味だと先程の御答弁にて了解しましたが、それに間違いないかどうか。尚都道府県の共済組合の交付金制度についても、同様の措置が……六億円を配付税増額の中に含めておるといふ答弁でしたが、その通りであるかどうか、もう一度伺つて置きます。

○政府委員(秋田保君) 只今委員長の

おつしやいました通りでございます。
○委員長(國本愛祐君) 速記を止めて
下さい。

午後三時五十八分速記中止
午後四時二十二分速記開始

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。それではこれで散会いたします。

午後四時二十三分散会
出席者は左の通り

委員長 岡本 愛祐君
理事

岡田喜久治君
鈴木順一君

三木 治朗君
林屋 龜次郎君
柏木 庫治君
西郷 吉之助君
島村 軍次君
鈴木 直人君

國務大臣	木村小左衛門君
政府委員	
地方自治政務次官	小野 哲君
總理府事務官 地方自治行政連 絡行政部長	鈴木 俊一君
總理府事務官 地方自治行政財 政部長	荻田 保君

十一月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方行政調査委員会設置法案
（予備審査のための付託は十一月十八日）

昭和二十四年十二月八日印刷

昭和二十四年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所

（第三部）

（一五五）